

◎新潟県告示第1102号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成28年10月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 埋立免許年月日

平成28年10月12日

2 出願人の名称及び住所

新潟県佐渡市千種232番地

佐渡市

代表者 佐渡市長 三浦 基裕

新潟県佐渡市千種232番地

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県佐渡市多田262番地3の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 「32 灯台」基準点（北緯37度54分42秒、東経138度29分06秒）から 252度18分39秒302.044メートルの地点

②の地点 ①の地点から300度45分17秒66.527メートルの地点

③の地点 ②の地点から210度45分17秒0.530メートルの地点

④の地点 ③の地点から300度45分17秒2.510メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から19度33分29秒2.855メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から30度35分00秒10.026メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から120度43分55秒70.151メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から210度45分17秒2.815メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から300度45分17秒0.530メートルの地点

(3) 面積

859.48平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

新潟県佐渡市多田262番地3、262番地4、262番地17及び262番地18の地内並びに同市多田262番地3及び262番地4の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とへの地点とを結んだ線により囲まれた区域

イの地点 「32 灯台」基準点（北緯37度54分42秒、東経138度29分06秒）から 246度26分23秒257.887メートルの地点

ロの地点 イの地点から210度45分00秒53.994メートルの地点

ハの地点 ロの地点から300度27分12秒114.238メートルの地点

ニの地点 ハの地点から27度12分06秒17.542メートルの地点

ホの地点 ニの地点から300度45分17秒28.757メートルの地点

への地点 ホの地点から25度06分26秒36.403メートルの地点

(3) 面積

7,323.11平方メートル

5 埋立地の用途

漁港施設用地